Dumping の本質と Unfair Competition

亦

ダンピングの本質

グ問題が戰後再び浮び上ることとなつた。わが國は戰前においてソーシャル・ダンピングを行つて世界市場に進出す 結するときにおいて、再び世界市場は買手市場に轉換し、輸出競爭はようやくそのきびしさを加え、ここにダンピン 投賣りが行われることを普通に Dumping と呼んでいる。こゝで先ず、この言葉の嚴密な意義について檢討を加え、 に第二次世界大戰による被害を克服し、戰前以上の生産力水準を囘復した。第二次大戰の餘震としての朝鮮戰爭も終 **蚤の供給が不足し、市場がいわゆる賣手市場である場合には殆んどダンピングはおこりえない。今日の世界經濟は旣** またこれが如何なる意味で unfair と言われるのかを究明しなければならない。しかし、とにかくこのダンピング現 ということで、これが投賣する verschleudern という意味に轉化された。今日では主として國際間の取引において 象が起るのは國際貿易における競爭が深刻な様相を呈していることを示すものである。終戰直後のように世界的に物 ダンビングを行う to dump ということは言葉の意味では「振り拂う」ausschütteln とか「空にする」ausleeren

Dumping の本質と Unfair Competition

橋 論 叢 第三十卷 第三號

如何にして國際貿易が「公正な慣行」に副つて發展しうるかに留意せねばならないのである。 生産力發展の段階にあるものかも研究されねばならない。かくしてわれわれ自からを戒めるとともにまた他を戒め、 ダンビングとソーシャル・ダンピングとは如何に異なるものであるか、眞に强力なダンピングを行うものは如何なる るものであるとの批難を受けたのであり、おそらくこのためにわが國はサンフランシスコ講和條約の前文において 「公私の貿易及び通商において國際的に承認された公正な慣行に從う意志を宣言」したのである。本來いうところの

國市場に販賣すること、(c) 競爭を排除する目的をもつて生産費以下の價格で外國市場に販賣する ことこれである。 課する價格よりも低い價格において輸出することを意味する」というのである。ペスルは一應三つの定義を擧げてい即 グの客觀的標識としては生産費以下における輸出ということになる。從つて輸出國における販賣價格以下の價格での 輸出と輸出図の生産費以下の價格での輸出とが客觀的標識として残される。 ダンピングの意味として今日、一般にとられているのはヴァイナーによれば「ダンピングは輸出國の國內購買者に 即ち(a)輸出國市場におけるよりも安い價格において外國市場に販賣すること、(b)生産費以下の價格で外 第三の定義は競爭者を打倒してやがて市揚獨占を企てるか否かの主觀的意圖にかゝるものであり、ダンピン

何によると言える。いうまでもなく輸出國の國內販賣價格以下の輸出價格をダンピングと決めることはダンピングの を防止するためには有利な定義である。これに對してダンピング價格を輸出國の生産費以下の價格とするときはダン 範圍を廣くするのみならず、 このいずれの定義がとられるかは抽象的理論によつて決められるものでなく、ダンピングに對する防禦的立場の如 輸出國の國內販賣價格は比較的明瞭に認知することができるのであるから、ダンピング

費をつきとめる必要も生ずるのである。 くの祕密のヴェールがある。 どイギリス一國であり、他の多くの諸國は前者の定義に從つている。 品が輸出國の國內向に生產されず、專ら輸出向である場合にはその國內販賣價格を認定することができず、 るものであるかの決定は容易でなく、また輸出國のそれぞれの輸出企業の生産費は異なつており、しかもそこには多 ピングの幅が狹まめられ或程度の低價格輸出はダンピングとして認められない、のみならず輸出國の生産費が如何な かくしてこの定義ではダンピングの認定には幾多の困難はあるが、たゞ廉實される輸出 しかし、後述のように生産費以下の輸出價格をダンピング價格とするのは殆 その生産

として認知され、これに對する防禦手段も講ぜられることになる。 受けている事實があり、その廉價が輸出國の國內價格或は生產費以下の價格であるときにその廉價輸出はダンピング 國の競争産業或はその他の輸出競爭國はその輸出國の廉價販賣 underselling によつて販賣市場を侵蝕されて損害を てダンピングが不公正競爭と呼ばれるには輸出國以外の諸國に或る損害を與えることが前提とされている。 図に何らの損害も與えないとすれば、寧ろそれは輸入國にとつて歡迎さるべきことで批難の的とはなりえない。 れだけでダンピングと呼ばれるに充分であるかは疑問である。それは、かような廉價輸出が輸入國或はその他の競爭 以上でダンピング價格は輸出國の國內價格か或は生産費以下の價格であることが一應定義づけられるとしても、 即ち輸入

消費者に高く、外國消費者に安く賣るという「不公正」の問題が生じ、ダンピングは輸入國の問題でなくして輸出國 ングとしては認定せず、それは反つて輸入國の厚生を高めることにもなる。この場合にはむしろ輸出國において國內 しかし、輸入國に競爭産業がないとき、輸出國の國內價格以下の價格で輸出されるとすれば輸入國はこれをダンピ

Dumping の本質と Unfair Competition

3

自身の問題となる。

課せらるべきでない。 **産費は製造國の費消のための工場渡卸賣價格の九五%であり、消費稅或は類似の稅が課せられているときはこれを控** けた國內產業は相當の能率と經濟によつて經營されている こと、(五) 問題の商品を原料として用いている加工産業 除したもの、(二)類似の商品がイギリスにおいて有利に生産されることができること、(三)生産費以下の輸入によ ては次のような項目が掲げられる。(一)商品が生産費以下の價格で輸入せられていること、この法律の意味では生 がダンピング關稅によつて甚だしい打撃を受けることがないこと、(六)外國との條約に違背するダンピング關稅は つてイギリスにおける或る産業の雇用が著しく惡影響を受けるか或は受けるおそれがある場合、(四)との影響を受 ング價格を生産費以下の價格としたのは一九二一年のイギリスの立法である。ダンピング關稅が課せられる條件とし ダンピングの規定についてはダンピング防止關稅を設けている諸國の關稅立法に述べられるところである。ダンピ

ギリスにおいては本來的に不適合である場合、これが低價格輸入によつて壓倒されたとしてもダンピング關稅の適用 て、その低價格輸入がなければその産業は有利に經營されうるものであつた。從つて、その産業を經營することがイ けるようにしている。この價格條件の外に、輸入品との競爭産業が著しく惡い影響を受けることが一つの條件であつ ておるのであるが、これは輸出國としてのイギリスが他の諸國に對して國內價格よりも多少の低價格での輸出をあま を受けえないということになる。イギリスとしては自由貿易主義の傳統の上に立つてダンピングを極めて狹義に解し この規定でイギリスは生産費原則をとるのであるが、その判定は輸出國卸賣物價の九五%として實際上の困難を避

りに敏感にダンピングとして認定しないことを求めている態度とも言えるのである。

定されている。 場合、また輸出國の國内價格と輸出價格との差が無視しうる程度であるときにはダンピング關稅を課さないことが規 低價格輸入によつて損害を受けるかどうかは明示されないが、その商品のカナダにおける生産量が極めて少量である 價格としてその後の價格變動から生ずる外見上のダンビングを除いている。第二の競爭産業の存在についてはこれが 販賣される市場價格よりも安いfob價格でその商品がカナダに輸入されていること。(二) 同種類の商品がカナダ で生産されているとと。との二つの條件でダンピングが認定される。第一の輸出國の國內價格については輸出當時の グの規定となつている。こゝでは(一)カナダに輸出された同じ時期において同一商品が輸出國の國內消費のために のダンビングを受けたためこれに對抗する措置であつた。この立法は一九〇七年の關稅法によつて一般的なダンピン 合衆國とをとつてみる。カナダは一九〇三年にダンピング關稅を設けたのであるが、これは主として米國から鐵鋼材 イギリス以外の諸國は殆どがダンピングの認定に輸出國の國內價格主義をとるのであるが、その例としてカナダと

加えた價格よりも低いfob價格でその商品が輸入されていること。この價格が决定できないときには生産費を基礎 れてある。とゝでは(一)同一種類の商品が輸出國の國內消費のためにその主要市場で販賣される價格に船積費用を ■をもつ輸入を違法とし罰金を課することとした。次で一九二一年の「緊急關稅法」でダンピング防止關稅が設けら 九一六年の Revenue Bill で規定され、輸出國の國內價格以下で、米國の或る產業を壓倒し或は獨占を 形成する 意 次に米國では輸出國の輸出獎勵金に對抗する相殺關稅が一八九四年に設けられたが、ダンピング防止については、

Dumping の本質と Unfair Competition

費用を加えた價格と米國に輸入された商品のfob價格とが採られており、單に國內價格とする場合よりもダンピン し又はそのおそれある場合、が條件となつておる。ダンピング價格の決定には輸出國主要市場における價格にfob として推算される。(二) 右の價格での輸入が米國における或る產業部門に損害を與え或 はその 確立又は發展を阻 これは同一用途に用いられる代用品工業の保護を考慮せるものとみなければならない。 米國産業に不利益をきたす場合とし、また同一種類の商品が米國において生産されているか否かを問題としていない。 の損害條件については「歳入法」にみるような米國産業を壓倒する主觀的意圖はとり除かれ、その如何にかゝわらず グ價格差は大となるわけである。たゞ米國側の大量買付などによる價格割引はダンピング價格の算定には入れられな 輸出國の國内價格が確定できないときには生産費によるがこれもその評定については別個に規定される。今一つ

つては以上述べるような規準によらねばならないわけである。 おり、いかなる價格での販賣が不當廉賣と呼ばれるのであるかを法律によつて決めていない。從つて現實の認定に當 品を指定し、之に對し期間を定め別表に定むる關稅の外其の正當價格と同額以下の關稅を課することを得」となつて 入又は輸入品の不當廉賣に因り本邦に於ける重要産業が危害を被るのおそれあるときは勅令の定むる所に依り當該物 わが國の關稅定率法が第五條ノニにおいてダンピング防止關稅を規定するのであるが、とゝでは「不當廉賣品

若くは與えるおそれがあるか又は一の國內產業の樹立を實質的に遲延せしめるときは、非難すべきものであることを その正當な價値以下で他國の商業へ導入するダンピングは一加盟國における旣設の一産業に對し實質的な損害を與え ハヴァナ國際貿易憲章の第三十四條「ダンピング防止關稅及び相殺關稅」の第一項では「加盟國は、一國の產品を

ぼす他の差異に關して、各場合に、妥當な考慮を拂わなければならない。」と規定される。 費及び利潤のための合理的な附加額を加えたもの。販賣條件における差異、課稅上の差異及び價格の比較に影響を及 る同種産品の通常の商取引における最高の比較可能の價格、若くは(二)原産國におけるその産品の生産費に販賣經 の通常の商取引における比較可能の價格、又は(ロ)とのような國內價格がない場合には、(一)第三國に輸出され は正常な價値以下で輸入國の商業に導入されているものとみなされる。(イ)輸出國内の消費に向けられる同種産品 承認する。この條の適用上、一國から他國へ輸出される一の產品の價格が次のいずれかに比し低いときは、その產品

設の産業のみならず、これから樹立さるべき新興産業も考慮している。價格條件では輸出國の國內價格、それが不確 するのである。 のである。 定であれば第三國市場向の最高の輸出價格、最後に生産費を基礎とする價格よりも低い輸出價格をダンピング價格と おそらくこのハヴァナ憲章の規定が最も包括的にダンピングを規定しているものであろう。損害條件については旣 「關稅及貿易に關する一般協定」GATTの第六條はITO憲章の第三十四條をそのまゝ採用 せるも

格でその商品が輸出されたとしても、次のような條件があるときには關係加盟國の協議によつて、その低差別價格輸 規定であつて、第一次商品 primary goods についてその輸出國內の價格或は生產者の所得を安定せしめるような制 して取扱はれない場合を規定していることである。それはITO憲章第三十四條第七項(GATT第六條第七項)の ITO憲章或はGATTの規定で注意すべきことは以上のような低い差別價格による輸出であつてもダンピングと 例えば米國の農産物價格支持政策のごときがとられている場合には、その支持されている國內價格よりも低い價

Dumping の本質と Unfair Competition

一桶 論 叢 第三十卷 第三號

ので低差別輸出價格においても不當に輸出が促進し、他の諸國に重大な損害を與えないであろうというのである。 り、會,國際價格が下落し、從つて輸出價格が安定國內價格よりも下つたとしてもダンピングとしては取扱わない。 節などの方策をとることによつて、輸出を不當に促進したり、またその他の點で他の諸國の利益に重大な損害を與え 度の下では國内價格よりも高い價格で輸出される場合も起つたことがあるということであり、價格安定制度は必ずし 出は「實質的な損害を與えることはないものと推定される」のである。その一つの條件はかような國內の價格安定制 それは國際價格が上つた場合には輸出價格は國內安定價格よりも高くなることもあるし、また生産調節策もとられる たりすることがないように運營されていることである。農産物の價格安定政策はどの國においても望ましいことであ も常に低差別輸出價格を結果するものでないことが明かにされた場合である。他の條件はこの價格安定制度が生産調

- L. D. Pesl, Dumping. (Handwörterbuch der Staatsw. 4 Aufl.)
- J. Viner, Dumping (Encyclopedia of the Social Science)
- Pesl, Dumping (Handw. d. Staatsw.)
- 4) League of Nations, Memorandum on the Legislation of Different States for the Prevention of Dumping. 1927
- ibid. p. 13,
- ibid. p. 11
- 大平善梧編、國際條約集一四七頁。
- 3) ダンピンダ概念の詳論については油本豐吉、ダンピング論、昭和十三年参照。

ダンピングの不公正さについて

てダシピングが輸入國の産業に損害を與えることを意味するのであるが、第三國としての輸出競爭國にとつても損害 のではない。 を引きおこすことは當然であり、從つてダンビングの損害條件としては必ずしも輸入國産業への損害に限定されるも 輸入國産業に何らか實質的の不利益をもたらすことである。この第二の條件ではダンピング關稅を課する立場からし 輸出價格が存在し、一般的に言つて價格差別 price discrimination の慣行が行われていること、損害條件としては 以上の考察によつてダンピングの本質を成すものとして價格條件としては輸出國の國內價格或は生産費よりも低い

前者をダンピングの可能條件とし、後者をその實現條件として規定する。低差別價格の存在はダンピングの可能條件 する場合それは正常の競争であつてダンピングを構成しないのである。 定されない。言うまでもなく輸出國の技術的發展と合理化によつて他國商品よりも低價格で輸出され、それらを壓倒 を滿たすのであるが、それだけではダンピングとして現實に認知されないのである。また實現條件のみが存在する場 いまダンピングの本質を形成するものとして低差別輸出價格と他國産業の被害の二を擧げたのであるが、ここでは 卽ち何らかの低價格輸出によつて他國の産業が損害を受ける場合においてもまたそれは本來のダンピングとは規

さるべきであろうか。「社會的ダンピングとは輸出競爭力の優越性の原因として低賃金、長勞働時間、その他社會保 しかし、言わゆる社會的ダンピング Social dumping や為替ダンピング Valuta-Dumping はこゝで如何に解釋 Dumping の本質と Unfair Competition

格 談 第一 第三十卷 第三册

險制を缺くような劣悪な社會政策的關係が採られている輸出國から广それほど安價にその商品を生産しえない他の國

てきた。」たしかにソーシァル・ダンピングと呼ばれるものには可能條件としての輸出差別價格は存在しないの であ れるのである。 の差別價格に類するものが見出されるときに「不公正」の概念に結びつけられ、ダンピングとしての防衞措置もとら されている。確かにソーシァル・ダンピングは本來のダンピング概念に含まれないが、たゞ上述する可能條件として 脅威であり、これに對抗するために何らか「不公正」なものを見出すときに、これにダンピングとしての概念が適用 るが、實現條件として他國競爭産業に損害を與えることは確かである。或國の低價格輸出はいつも競爭諸國にとつて かわらず、ある産品に對して輸出國においても輸入國においても同一の價格が求められるときになおダンピング概念 格で外國において販賣される。從つてダンピング概念の適用には重要な前提の一つが缺けることになる。」「それにか への商品輸出を意味する。」「社會的ダンピングには價格差別は存在せず、輸出商品は普通に國內におけると等しい價 -との概念には上述のように常に不公正な慣行としての嫌惡感が附着している---を適用せんとする試みがなされ

諸國に立法化されるにいたつた。 高い勞働條件によるコストとの差を相殺すべしという主張は十九世紀末からオーストラリアに起り、廿世紀になつて 外國の極貧勞働 pauper labour による製品に對して關稅を課し、劣惡勞働條件による輸入品の低コストと國內の

社會的ダンピングが不公正と呼ばれるのは第一に輸出國と輸入國との勞働條件に優劣の差があることである。 高い賃金は必ずしも高いコストでなく、低い賃金が必ずしも低コストをもたらすものでないことはしばしば證明

Dumping の本質と Unfair Competition

ものとみることができる。これが本來のダンピング概念の價格差別に該當しないことは明かであるが、たゞ資本利潤 相似た「差別」の存在することを認めねばならない。輸出國の國內價格を輸出價格よりも高位に保持して國內消費者 出國において著しく低位にある場合、その國に異常の低賃金が行われていると言えるであろう。卽ち勞働條件の絕對 が一般に低いときにそれに相應する低賃金を不公正ということはできない。たゞ資本所得に對する勞働所得の比が輸 されていることで、勞働條件の差を低價格輸出の原因とすることは常に妥當しない。また輸出國の所得並に生活水準 が比較的高位にあつて勞働賃金が比較的低く、これが、低輸出價格の重要な原因となる場合には本來のダンピングと 水準でなくして資本に對する勞働條件の比較水準が輸出國において低いときに、この差異が一つの不公正を意味する からである。 に高價格を課することは、勞働所得の犧牲において低價格輸出を補い、資本收益を高位に保持するのと相似たものだ

販賣價格――それは自國通貨或は外國通貨のいづれであつても――に國內と國外、或は諸外國の購買者の間に差別を 図にとつては本來のダンピングと同樣の意義をもつておる。しかし、減價しつつある通貨をもつ國の輸出業が彼等の 低めるようになる。」「しかし、これは本來のダンピングと全く異なる慣行である。……これは多くの點において輸入 しつつつある通貨は輸出に對するプレミアムとして作用し、少くとも一時的には外國通貨で計つた輸出價格を異常に 對内購買力の低下は外國爲替で測つた對外購買力の低下よりも選れることが普通の傾向と思われる。かくして、 なさない限り、本來のダンピングはおこらないのである。」 為替ダンピングもまた本來のダンピングには入らない。「或國の通貨が持續的に減價している場合に、その通貨の

橋 論 叢 第三十卷 第三號

止する方策が諸國においてとられている。かく、損害條件よりすれば爲替ダンピングはソーシァル・ダンピングと共 ような形においてはこれらの二つのダンピングには存しない點にある。 に本來のダンピングと區別されえない。問題はダンピングの可能條件としての低差別輸出價格が本來のダンピングの それがその國の輸出品の全般に及ぶだけ、本來のダンピングよりも著しく大きく、從つて爲替ダンピングの影響を防 なく、本來のダンピングには含まれない。しかし諸外國の競爭產業がその低價格輸出によつて被害を受けることは、 ングと類以する一つの差別が存するのであるが、ヴァイナーの述べるように輸出價格と國內價格との表面的な差別は 貴はそれよりも遅れ、その間に通貨の對外價値はその對內價値よりも著しく低い期間が生ずる。こゝに本來のダンピ 國の爲替比率の低下がおこるときはその國の輸出品は外國通貨に對してはそれだけ廉價となるが、國內價格の騰

げは人爲的に不均衡或は差別を作りだし、自國の輸出を促進せんとするものであり、こゝに不公正の觀念が結びつく のである。 爲替切下げを行うことは許されない。根本的不均衡の是正は不均衡を均衡に囘復することであるが、競爭的爲替切下 是認されるのは「根本的不均衡を是正する」場合だけであつて、自國の輸出を有利ならしめるため、他國と競爭的に 更を排除せんとしているのは、とれが不公正な手段であるとの認識に基づくものと思われる。爲荅變更が正當として 特に國際通貨基金の規約において「各加盟國は爲替の安定を促進し、他の加盟國との間に秩序ある爲替協約を維持し、 かつ競爭的爲替變更を避けるため基金と共同動作をとることを約束する」(第四條第四項(イ))として競爭的爲替變 しかし、爲替ダンピングにおいても社會的ダンピングにみたと同じように何らか「不公正」の臭味が附着している。

法」によつて取締つているものであるが、この言葉は「數個の型の不法行爲から發展したものの總稱として用いられ 確立されている。……他方同時に普通に詐欺詐稱などを含まないが、それにもかかわらず極めて重大な經濟的害惡で 意味に含まれる一切の慣行は屢…法廷にとりあげられた。……この言葉の古い法的意味での不正競爭法は旣に充分に representationなどを含む方法によつて商品を販賣することに關係づけられてきた。」「この古い感じでの不正競爭の 代るものは差別 discrimination である。不正競争としての「unfair competition は主として詐欺 fraud、詐稱 mis-僞であり、これが詐欺と類似する不正を成立せしめるものである。ここに言う不公正には虚僞の要素はなく、これに 外に「不公正」という unfair の本來の意味に解することが必要であると思う。不正競爭の中心をなす不正觀念は虛 ているので、その限界について定説がない。」われわれはこの unfair は從來のように「不正」unjust の意味に解する とも日本語では不正競爭に對して不公正競爭と呼ばるべきもので、この不公正觀念の中核をなすものが差別 discri となつたもので、獨占に伴う不正競爭として新な不法行爲となつたのである。そしてわれわれの見解ではこれは少く ある幾多の方法がある。」この新しい意味での unfair な競爭が主として米國の Trade Commission Act の禁止條項 本來、unfair competition, unlauterer Wettbewerb は不正競爭と譯せられ、わが國においても「不正競爭防止

の理由が存在するのである。賃金所得の年齢、職階などによる差別はそれが衡平なるものとして理由づけられること 一切の差別と見られるものが不公正となるものではない。この場合には實は差別現象を衡平として基礎づける何らか われわれの衡平の觀念は差別されていないことに基いており、差別は不公正を生ずる根源である。もちろん mination であると見るのである。

Dumping の本質と Unfair Competition

13

公正の觀念と結びつき、不法として成文化されることもできるのである。 ができ、従つて差別なきことが反つて不衡平となるのである。かくして衡平原則によつて基礎づけられない差別は不

Clayton Act において國內の差別價格政策が違法とされているのは差別的低價格がその競爭者に打擊を與えるととも 待遇が誰にも損失を與えないときには不公正とは考えられない。米國の獨占禁止法としての Sherman Act 及び なる。かような價格差別政策が不公正の觀念に結びつくにはそこに何らかの損害條件がなくてはならない。その差別 たらすものである限り、そこに獨占力による何らかの差別があり、不公正と考えられるのである。 との理由によつて價格差別は不公正とされる。從つて獨占價格それ自身も消費者の犧牲において不當な企業利潤をも に、他地域の高價格、或は差別價格によつて競爭者を打倒した後の獨占價格が消費者に損失をもたらすためであり、 合、或はまた國內市場に低く外國市場に對して高い價格を課する reverse dumping 逆ダンピングも含まれることに グとする普通の定義を包括するものであるが、この外に、異つた二つの輸出市場において差別價格政策がとられる場 るヴァイナーの定義は興味深い。もちろんこの定義は輸出國の國內價格よりも低い價格をもつてする輸出をダンピン この意味で「ダンピングの本質的な性格は異なつた國民市場の購買者に對する price-discrimination である」とす

- P. Baer, Das soziale Dumping, 1928. S. 4-5
- J. Viner, Dumping: A Problem in International Trade, 1923. p. 15
- 田中和夫、英米法における不正競爭(一橋論叢第二八卷第一號五頁)
- W. S. Stevens, Unfair Competition. A Study of Certain Practices with some Reference to the Trust Problem in

the United States of America, 1917. p. 3-4.

5) J. Viner, Dumping, p. 4.

三 ダンピングの諸形態と公正規準

り、またヴァイナーの擧げる「逆ダンピング」の場合には外國消費者の利益を損ずるものと考えられる。現實の成文 されるものである。國內價格が輸出價格よりも高く維持されるとき、國內消費者にとつても不公正とみられるのであ 對して或は勞働者に對して損失を與え、これが正常以上の利潤をもたらしているとき、これもまた不公正として觀念 競爭産業に對して損害を與えるということであつた。なお、一般に差別 discrimination が國内並に外國の消費者に 的には「差別」とそのもたらす損害とはより廣汎に考えられねばならない。 規定ではダンピングはもつばら他國の競爭産業に不利益を與えるがために不公正とされるのであるが、一般的、理論 ダンピングが不公正競争とされる要件は以上述べたように輸出價格において差別の存在することと、これが他國の

ダンピングについて考察するのであるが、ソーシャル・ダンピングと言われるものでも、これが輸出國の一般的な低 あつても、爲替引下げがその國の國際收支における根本的不均衡を排除するための必要な手段であつた場合にはこれ い國民所得水準に對應する低賃金であるならばそれは眞のソーシャル・ダンピングではない。また爲替ダンピングで るものでないということであり、このためにダンピングの諸形態について考察する必要がある。いまこゝでは本來の しかし、ここにわれわれの反省すべきことはすべての差別價格輸出が必ずしも常に不公正競爭としての本質を有す

Dumping の本質と Unfair Competition

15

橋 論 叢 第三十卷 第三號

もまた真の爲替ダンピングとは考えられない。そこには不公正の規準となる不衡平又は差別性が存在しないからであ しからば本來のダンピングについてはどうであろうか。

ものなどが包括されている。 あり、短期的ダンピングには(c)或る市場との關係を維持するために、普通では引受け難い低價格で輸出する場合、 mittent 及び長期又は持續的 long-run or continuous の三つに分類し、またその各々をダンピングの動機から分類 り、長期又は持續的ダンピングには(h)國內價格を切下げることなく、現存生産施設の完全操業を維持するため、 している。散發的ダンピングには(a)偶發的の過剩在荷を處分するためのもの、(b)無意識的に行われるもの、が (i) 國內價格を切下げることなく大規模生産の經濟を獲得するため、(j)純粹に重商主義的理由において行われる (f)ダンピング市場における競爭の發展を未然に防ぐため、(g) 先方からのダンピングに報復するため、などがあ (d) 新市場における取引關係及び購買者の好感を切り開くため、(e) ダンピングを行う市場の競爭を排除するため ヴァイナーは本來のダンピングをその持續性の觀點から散發的 sporadic、短期又は斷續的 short-run or

層適切なものとする。第一は政策的ダンピング、第二は景氣的ダンピング、第三は構造的ダンピングである。第一の 主としてその景氣下降期に生じたものであり、ヴァイナーの散發的、短期的として掲げるダンピングの多くを含む。 政策的ダンピングは國家の輸出獎勵金などによるダンピングであつて、歴史的には重商主義時代に最も行われたもの で、ヴァイナーの分類の(j)に當るものである、第二の景氣的ダンピングは自由資本主義時代の景氣變動によつて、 いまこのヴァイナーのダンピング形態の分類についての批判をこゝに省略して、筆者としては次のような分類が一 17

Dumping の本質と Unfair Competition

資本主義、獨占資本主義の三つの時代に對應する形態ということができる。 第三の構造的ダンピングはヴァイナーの長期又は持續的ダンピングを含むもので獨占資本主義時代に現われるもので もちろん、この三つの形態は今日でも複合して現われるものであるが、歴史的の類型としては重商主義、

1) Viner, Dumping, p. 23

の輸出に對して同種産品の内國市場における購買者に課せられる比較可能の價格より低い價格でとの産品を輸出用に て輸出産業の利潤を促進し或は少くとも維持することは國內的にもそこに不公正の存在することを否定しえない。 つてその國の輸出が促進され、他國の競爭産業を壓迫するにおいてはダンピングとして非難されることは言うまでも の國家的給付によつて差別的低價格輸出が行われることは諸國にみられるところである。この政策的ダンピングによ 行われるもので重商主義時代の政策として典型的のものであるが、今日においても間接的なまたかくされた補助金等 竇却する結果を生ずる補助金を交付してはならず、また同一の結果を生ずる他の制度を設定し又は維持してはならな に國内に農産物の價格支持政策をとつている場合(第廿七條第一項)でその重要な條件は「その制度が、生産の效果 Ⅴ」(第廿六條第一項)とする。しかし農産物などの第一次商品については特例が設けられる。 この意味でITO憲章の補助金に關する規定において「加盟國は直接たると間接たるとを問わず、いずれかの産品 一の政策的ダンピングは政府の直接的な輸出獎勵金 bounty や補助金 subsidy によつて差別的の低價格輸出が 相殺關稅或はダンピング關稅によつて阻止されることは當然である。のみならず輸出國においても租稅によつ 政策的ダンピング その一つは旣述のよう

的な調節又は他の理由により、輸出を不當に促進し又はその他の點で他の加盟國の利益に重大な損害を與えることの

able share をこえるものを自國のために維持し又は獲得する效果をもつように、その補助金を運用してはならない」 要性の程度、(こ) 間接の效果ある何らかの形式の補助金を交付する加盟國は、その商品の世界貿易に おける自國の衡平な分前 equit 付する國の經濟、及びこの補助金によつて實質的影響を受ける諸國の經濟に對して、その商品の對外貿易が有する重 を漸進的に擴大することが望ましいこと、從つてこの擴大を困難にするような補助金などの措置を制限することが望 た分前、(ロ)その分前は補助金の影響が輕微であると思われる位に小さいものであつたかどうか、(ハ)補助金を交 の補助金の合理性を決定する基準としては(イ)その商品の世界貿易においてその國が從前の代表的期間中に得てい **ないように運用され又は計畫されていること」(第廿七條第一項(ロ))である。さらにITO憲章第 廿八 條 として** 第 第 一項)とする。從つて「自國の衡平な分前」以上に輸出を促進しないような補助金は認容されることとなる。 一次商品の輸出の促進に闘する約束」があり、「第一次商品の自國領域からの輸出を維持し又は增進する直接又は 價格安定制度の存在、(ホ)世界の需要を最も效果的にまた經濟的に充足しうる諸地域からの輸出

前を維持するにすぎず、從つて競爭國に重大な損害を與えていないとき、またその商品の輸出がその國にとつて國際 牧支の面などから重要性がある場合、或はまたこの國の國際收支が支拂超過であるというような場合には輸出補助金 るべきものか否かが決定されるのである。こゝで重要なことはその輸出補助金が輸出促進でなくして、從來の輸出分 これらの諸條件を考慮して農産物の輸出補助金がダンピングの形態をとるとしても、それは不公正として排斥せら

ましいこと(第廿八條第四項)などの條件がかゝげられている。

Dumping の本質と Uufair Competition

᠙

の場合は需給の價格彈力性、或は所得彈力性の小さい農産物などの第一次商品に限られている場合であるが、かよう はダンピングの效果をもつとしても認容される根據があり、それは必ずしも不公正とは考えられない。もちろん、こ た考慮は工業品についてもなされえないであろうか。

(ii) 景氣的ダンピング

資の處置のため他國に向つてダンピングが行われる。このダンピングは主として他國の競爭品に代替することによつ 箏の激化にともなつてダンピングが瀕發する傾向を生じ、このためにまた各國の關稅が高められ、經濟的國民主義が 關係を維持するために一時的に低價格輸出を行うごときは景氣的ダンピングとみるべきものである。景氣の下降と競 グは他國品に代替してその輸出の正常な世界的分前以上に進出しようとするものであるから辯護されることができな てその輸出を増加することになるから、不公正競爭として敏感な抵抗を受けるのである。かくして、景氣的ダンピン 過剰在荷の處分のため、或は無意識的なダンピングはこれに屬するし、また短期的或は斷續的ダンピングの中の取引 般的となるおそれがある。この場合、輸出國の國內物價も低下するが、その需要が極めて非彈力的となり、 次に景氣的ダンピングというのは主として景氣下降期におこるものであり、ヴァイナーの散發的ダンピング、

物價水準が不況的に下降するような場合、そしてまたその輸出國が入超傾向にあるとき、 輸出の正常な世界的分前を維持するためにダンピングが行われるときにおいては、前述の第一쑛産品でなくても、こ しかし、輸出國の國內價格が完全雇用政策或は何らかの原因でインフレ的傾向のため高位に維持され、 その輸出の減退を喰いとめ 他方に國際

一橋 論 叢 第三十卷 第三號

認められ(國際通貨基金規約第四條第五項)或はまた輸入制限措置も許容される(ITO憲章第廿一條)のである。 どに下降しえず、國際收支に不均衡を生ずるごときは、そこに「根本的不均衡」が存在するのであり、爲替切下げも その損失が國内需要の高價格によつて補われることとなる。かようなダンピングは必ずしも常に不公正として認定さ い場合には爲替切下げはその國民經濟にとつて有利でない。ここに或る種の商品について差別的な低價格輸出が生じ、 かような場合、爲替切下げを行うことは爲替ダンピングとなるが、他方、その國の食榧、原料などの輸入依存度が高 れを直ちに不公正競爭と認定することはできない。國内の完全雇用政策などの原因で國内物價水準が國際物價水準ほ

れえないものと思われる。

らない。たゞもし、國內物價と國際物價との開きが恒常的となり、「根本的不均衡」が持續的に存在する場合には、 てその國の從前の輸出分前を維持せんとする場合のダンビングはこれを不公正となすことはできないとみなくては、 のであろう。 るわけであるが、それが永續的に行われることは、 の改變が要求されるのである。 はやこれは景氣現象でなくして構造現象であり、從つて為替切下げか、或は國內生產力を引下げるための生產力構造 要するに國內物價水準が國際物價水準に步調を合せて低下せず、輸出價格だけが國際水準まで引下げられて、 との構造的矛盾をダンピングによつて部分的に解消することは構造的ダンピングとな かりにそのダンピングが不公正でないにしても、認められ難いも

(ii) 構造的ダンピング

次に構造的ダンピングはヴァイナーの分類の「長期的或は持續的」ダンピングに當るものであるが短期のダンピン

Dumping の本質と Unfair Competition

しうる構造をもち、この構造的必然性から景氣の如何にかゝわらずかようなダンピングが行われるからである。 ことは上述の論によつて明かである。 る外國市場を奪取しこれを獨占しようとするいわゆる predatory dumping が不公正競爭として排撃されねばならぬ は構造的ダンピングに含められねばならない。それはその輸出産業が旣に國內市場のみならず或る外國市場をも獨占 グに屬せしめられているもの、例えば外國市場の競爭を排除してそこに獨占を確保しようとするダンピングのごとき

業の利益をうるために國内の獨占的價格よりも低い價格をもつて輸出することになる。「おそらくこれが最も一般的 生産施設の完全操業を維持するため」及び「國內價格を切下げることなく大規模生産の經濟を獲得するため」のダン に行われているダンピングの型である。」 ピングである。この二つの分類は結局において同一のもので巨額の固定資本を要する大規模生産においてその完全操 構造ダンピングの代表的なものはヴァイナーの長期ダンピングの二つ、卽ち「國內價格を切下げることなく現存の

最適操業度における全生産量がその企業利潤を最大ならしめる獨占價格で國內に販賣しうるとは限らない。特にその のであり、少くともその生産を最適操業度に維持することによつて平均費用を最低ならしめることができる。 して國內市場を獨占するために必要なのである。 ピングにとつてはダンピング商品が再び國内市場に逆流することを防止するため、また根本的には外國の競爭を遮斷 が課せられ、これに援護されて國內市場は比較的に少數の大企業によつて獨占化されているからである。關稅はダン この種のダンピングを構造的となすのは企業の生産構造がその地盤であり、またその商品に對して相當の輸入關稅 かような獨占的企業は大規模生産によつて費用遞減の利益を受ける

橋 論 叢 第三十卷 第三號

商品需要の價格彈力性が小なる場合には國內需要の相當の增加をもたらすためには著しい價格引下げを行わねばなら

かくては獨占利潤はもとより、普通利潤もあげえないことがおこるであろう。この場合に獨占企業は國内におい

種のダンピングは企業それ自身の構造的條件から、また國內市場の獨占という市場構造の性格からして持續的に行わ うるのである。そして時には外國市場の奮取とその獨占化のためにこのダンピンが利用されることもおこる。 景氣の上昇或は好況に際しても、 争産業の受ける壓迫も大きく、ダンピングの損害條件よりして、これが不公正とみられることはいうまでもない。 ては獨占的な高價格を維持し、國內で販賣されえない殘餘を低價格で他國に輸出することが有利となる。そしてこの よつて競爭産業が壓倒されることと、他方に獨占價格によつて消費者の利益を害することの二つの不衡平によるので 利するということから不公正と判定される。米國の獨占禁止法において價格差別政策が違法とされるのはこの政策に の一部をもつて低價格輸出の不利益或は損失を補償するのであり、極端には國內消費者の犧牲において外國消費者を を有利化することとなる。他方、構造的ダンピングは獨占價格によつて國內消費者より獨占利潤を搾取し、その利潤 だ競爭産業の存しない第三國市場においては恒常的にその商品の低價格輸入が可能であり、反つてその國の交易條件 れる。もつとも、景氣の下降によつて販賣量が減少する場合には景氣ダンピングと複合して一層强度に行われるが、 この種のダンピングは大企業或はそのカルテルの獨占力を背景とするだけ、强力であり、また持續的であるから競 その販賣量が極大生産量に滿たないときにおいては、 この種のダンピングは行われ た

いうまでもなく獨占價格と、普通利潤以上の獨占利潤が成立することはその國の消費者に對する損害であり、これ

ある。

化せず、また遞增的限界費用の場合には、國内價格はダンピングによつて騰貴せしめられることが論證されうる。即 の項目でこの問題を檢討している。そのグラフによる證明を略して結論を引用すれば「遞減的限界費用の下に於ては、 ち遞增費用の場合にもまたダンピングは可能であり且つ有利である。——このことは强調されねばならない。しかし、 ダンピング輸出は國內價格の低下を招來する。同樣の方法によつて、不變の限界費用の場合には、國內價格は何等變 ハーバラーは「輸出の行われない場合の國内價格と、同時にダンピング輸出が行われる場合の國内價格との比較」

グは輸出國の國民經濟にとつて如何に解釋されるであろうか。

Dumping の本質と Unfair Competition

23

杯 部 第一第三十名 第三指

なるが、しかし、ダンピングを行わない場合よりも改善された狀態である。 總生産百五十單位についての平均費用を實現するためには國內價格は九十圓以上となり、國內需要も百十單位以下と 界費用でダンピングされるのである。尤もダンピングされる部分については平均費用だけの收入をあげえないから、 産における平均費用は九十圓で、これによつて國內需要は百單位から百十單位に增加する。 めることができ、輸出國の賞質國民所得を高めうると共に、他方にまた國際收支を改善せしめることもできるのであ はダンピングによつて最適操業を行うことができるとすれば、ダンピングを行わない場合よりも國内價格を低下せし 費せしめ、その不當な獨占價格によつてのみダンピングの損失を補償することになるからである。遞減費用の揚合に さに到達するから」という。いまわれわれの問題とするのは最適操業度に達するまで遞減費用の法則が行われる場合 この場合には大規模なダンピングは行われない。何故ならこの場合には限界費用は當然により速やかに限界賣上の高 右に掲げた例によれば、ダンピング輸出を行わない場合の國内價格(平均費用)は百圓であるが、最適操業の生 遞增費用の場合は問題にならない。 國民經濟的にみれば遞增費用の場合のダンピングは國內價格を著しく騰 **碊りの四十單位がその限**

るのである。 のであるが、輸出需要がより彈力的であるときに生産量は最適點にまで達し、その平均費用を最も低めることができ の要件となる。もちろん輸出價格は國內價格よりも低く、 た商品が外國の競爭品に代替することによつてそのダンピング商品の需要が增加するのである。この代替彈力性が大 とのようなダンピングが行われるためには需要の價格彈力性が國內におけるよりも外國において大なるととが一つ しかし、外國市場の需要が彈力的であることは多分に代替の彈力性を意味する。 從つて輸出需要が當然に國内需要よりも大きく刺戟される 卽ち低價格で輸出され

は國内的にみて、不公正とみられないとしても競爭に立つ外國よりすれば不公正なものとなる。 なるだけダンピングの實現條件としての競爭國への損害の程度が大となる。ダンピングの可能條件としての差別價格

その不公正さは極めて稀薄といわねばならない。 が不當にその輸出の世界的分前を擴大するものでないときには、かりにそれが競爭國に多少の影響を與えたとしても、 またそのダンピング價格は國內價格よりも低いが國際價格水準とほぼ等しい水準にあり、從つてまたダンピング輸出 しかし、この場合においても、もし輸出國が入超傾向にあり、またその國內價格水準が他の諸國のそれよりも高く、

- Viner, Dumping, p. 28.
- 2) G. Haberler, Der Internationale Handel, 1933. 松井、岡倉譯國際貿易論下卷四九八頁以下。

(iv) 結び

條件としての價格差別も輸出國の國際收支、物價水準、生產條件などの考慮において常に必ずしも衡平原則に反する 諸國に與える損害は、その輸出が從來の世界的分前を不當に擴大するものでないときには、極めて稀薄であり、不公 ものでなく、從つて不公正なものとなすことができないのである。第二にはダンピングの實現條件として他の競爭的 正競爭として非難さるべきものでないということであつた。 以上においてダンピングの不公正競争としての意味について檢討してきたのであるが、要するにダンピングの可能

勝つことは一般に人類の福祉に貢獻するものとされる。しかし、諸國民經濟はその發展の段階を異にし、從つて國際 公正な競爭とはいうまでもなくその眞實の生産性に基づいたのであり、從つて競爭力の增大によつて他國産業に打 Dumping の本質と Unfair Competition

25

橋 論 叢 第三十卷 第三

ることが國民經濟的に要請されるとすれば、その存立のためには政策的ダンピング或は構造的ダンピングを必要なら 生産費説による國際分業も今日では幾多の限定なくしては受け入れられない。例えば日本の重化學工業がその生産性 性は政策的に拘束されている―――果してこれが國際競争の正しい在方と言えるかは疑問である。また古典學派の比較 的自由競爭によつて生産性の遅れた國の産業が壓倒され、その實質國民所得が低下するとき、 しめるかも知れない。しかしそのダンピングが旣に論じたような限界を越えるにおいてはもちろん不公正競爭として において國際的に劣るとしても、これを止めて纖維工業だけに依存することはできない。重化學工業を日本に維持す 人口の國際的移動

のダンピングに該當することとなる。

條件は充分ではない。われわれは從來の學說のごとく、單にダンピングを規定するに際して價格差別のみを規準とし、 或はこれが競爭國に賞害を與えるか否かによつてこれを不公正競爭となすことに滿足しえない。ダンピングの不公正 なダンピングに對應する後進國の防禦的ダンピングは決して强力なものでなく、それ自身においてダンピングの損害 抗し、辛じてその輸出分前を維持するためた防禦的なダンピングに出でざるをえない立場にある。先進諸國の攻撃的 さは輸出國の情況とその國際環境との廣い觀點に立つて判定されねばならない。 輸出をなしうるのであり、これによつて劣位の生産力をもつ諸國の産業は脅かされている。劣位生産力國はこれに對 大局的にみれば强力なダンピングを行いうるものは歐米の巨大企業であつて、その構造的必然性によつて差別價格